

広島県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、三原市選挙管理委員会、府中市選挙管理委員会、江田島市選挙管理委員会、府中町選挙管理委員会及び安芸太田町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十二年六月十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	取消年月日
大和生活改善センター	三原市大和町下徳良一〇八番地一	平成二十二年五月二六日
府中市久佐町老人集会所	府中市久佐町四八七番地	平成二十二年四月一日
江南保育園	江田島市江田島町江南二丁目八番二四号	平成二〇年三月二一日
白寿館	安芸郡府中町桃山一丁目一二番一四号	平成二十二年五月二一日
高下集会所	山県郡安芸太田町大字下筒賀二〇六三番地一	平成二十二年四月二〇日
浄善老人集会所	山県郡安芸太田町大字下筒賀一三二一四番地一	平成二十二年四月二〇日
見入ヶ崎集会所	山県郡安芸太田町大字加計八〇二番地一	平成二十二年四月二〇日
船来集会所	山県郡安芸太田町大字穴五四三番地一八	平成二十二年四月二〇日
光石集会所	山県郡安芸太田町大字坪野四〇九番地一	平成二十二年四月二〇日
又ルヲ集会所	山県郡安芸太田町大字津浪一〇三七番地一	平成二十二年四月二〇日
鮎ヶ平集会所	山県郡安芸太田町大字加計五六五六番地一	平成二十二年四月二〇日
滝本集会所	山県郡安芸太田町大字加計五八三五番地六	平成二十二年四月二〇日
横ヶ原集会所	山県郡安芸太田町大字穴五七三九番地一	平成二十二年四月二〇日
西調子集会所	山県郡安芸太田町大字下筒賀四七三番地一	平成二十二年四月二〇日
道の口集会所	山県郡安芸太田町大字加計三六八七番地一	平成二十二年四月二〇日
明ヶ谷集会所	山県郡安芸太田町大字下筒賀二七七三番地一	平成二十二年四月二〇日

丁川集会所	山県郡安芸太田町大字加計三二二〇番地一	平成二二年四月三〇日
松原高齢者コミュニティセンター	山県郡安芸太田町大字松原三七四番地七	平成二二年四月三〇日
戸河内猪山集会所	山県郡安芸太田町大字猪山四九一番地一	平成二二年四月三〇日
戸河内平見谷集会所	山県郡安芸太田町大字平見谷一三四九番地一	平成二二年四月三〇日
下本郷集会所	山県郡安芸太田町大字戸河内四七五番地	平成二二年四月三〇日